

## 〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

## 組織体制の見直し

- ・出資法人改革プランで示した(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と(社)愛媛県野菜価格安定基金協会の統合については、両法人の関係者で組織する「統合検討委員会」で検討された統合基本方針に基づき、平成20年12月に合併契約を締結後、平成21年7月1日付けで統合し、名称を(社)愛媛県園芸振興基金協会と変更した。

## 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、統合前の両法人の事業をそのまま継承する形で、果実部門は温州みかん及び加工原料用果実の価格低落時の価格補てん、果実の消費拡大や品種転換・競争力強化のための設備導入に対する補助事業を、野菜部門は野菜価格低落時の価格補てんに関する事業を、国の制度等に基づき行っている。

## 【旧(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会】

平成20年度は、受け取った交付準備金(県等からの補助)に対して、補てん金交付額(農協等への補助)の方が少なかったため、40,299千円の当期正味財産増加となっている。なお、事業部門を除く管理部門の収支については、2,542千円のマイナスとなっている。

## 【旧(社)愛媛県野菜価格安定基金協会】

平成20年度は、受け取った交付準備金(県等からの補助)に対して、補てん金交付額(農協等への補助)の方が多かったため、12,703千円の当期正味財産減少となっている。なお、事業部門を除く管理部門の収支は、1,082千円のマイナスとなっている。

- ・なお、交付準備金の受入れと補てん金交付の収支差は、収入と支出の年度のずれに伴うものであり、この収支差については、法人の経営に直接影響を与えるものではない。ただし、旧両法人とも、管理部門で生じたマイナスについては、剰余金(繰越収支差額)を充てている状態にあり、統合後の21年度予算も同様の計画になっている。
- ・管理部門の収支構造を改善するため、統合による効果を最大限発揮して法人運営経費の更なる節減を図るとともに、今後とも管理部門収支のマイナス傾向が続くようであれば、将来的には会員負担金の増額も含めた収入増についても検討する必要がある。
- ・当法人の事業は、国制度に大きく左右されるが、引き続き生産者団体等の要望も踏まえながら、国、県、関係団体との密接な連携を図り、担い手の経営安定化と高品質な果実、野菜の安定供給の実現に努めていただきたい。

## 役職員数及び給与制度の見直し

- ・平成20年度の日(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と旧(社)愛媛県野菜価格安定基金協会の役員数合計は30名(重複分を除く実人数)となっていたが、統合後は役員数を約半分の18名とするとともに、県職員の役員就任も3名から1名に削減している。

## 【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益社団法人へ移行する方向であるが、統合に係る事務作業に注力していたことなどから、移行申請に向けた準備が進んでいない状態にある。統合後、少なくとも1年間の実績が無ければ移行申請ができないということもあるが、県公益法人担当課等のサポートを積極的に受け、早期に準備作業に取り掛かっていただきたい。
- ・新たな公益法人制度では、法人における自己統治の確保の観点から、理事会等において代理人出席や書面による議決権の行使ができないこととなっており、この点を踏まえた理事等役員の人選を行う必要がある。
- ・公益社団法人に移行する際は、経理的基礎として財政基盤の明確化が求められることも踏まえ、収支の改善に努める必要がある。

## 〔総合的評価〕

- ・出資法人改革プランで示した「統合」については、計画どおり平成21年度に実施されたが、公益社団法人に移行した場合には存続要件として財政基盤の明確化が求められることも念頭に、統合後の法人の運営体制を確立し、引き続き事業管理費をはじめとした法人運営経費の節減に取り組むなど、統合による効果を最大限発揮できるよう努めること。